

三重県入札等監視委員会 審議概要（平成26年度 第5回）

開催日及び場所	平成27年2月26日(木)13:00～14:25 アスト津 4階 研修室A	
出席委員	委員長 林 拙郎 副委員長 福島 礼子 委員 石黒 覚 委員 長谷部 拓哉 委員5名中4名出席	
再苦情処理案件	総件数 1件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
再苦情処理案件名	一級河川馬野川H26国災第423号河川災害復旧工事他	
再苦情申立ての経緯及び要旨	別添意見書「3再苦情申立ての経緯及び論点」のとおり	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の内容	別添意見書のとおり	

再苦情申立者の陳述についての質疑

質問(委員)	回答(申立者)
<p>・配置予定の技術者が、実績工事に実際に主任技術者として従事していたという証拠については、奈良県の資料とコリンズと言っていました。他に記述のある証拠となるような書類はないのでしょうか。</p>	<p>・ないです。工事書類は概ね工事が終わってから5年経過すると処分されます。</p>
<p>・例えば、工事日誌のようなもので、その人が実際に従事していたというような書類はどうでしょうか。</p>	<p>・配置予定の技術者の前所属会社に問い合わせましたが、工事日誌もありませんでした。人証でもよければ、配置予定の技術者本人は自分のことですので証明できずし、配置予定の技術者と同じ所属会社で当時働いていて、現在も働いている技術者が、私は実績工事の主任技術者をしていなかった、彼がしていたというような、人の供述の形で証明を作ることは可能です。客観的な証拠と言われれば、当時の日報等も探しましたが、ありませんでした。</p>
<p>・公の場合、どうしても客観的な資料が必要になってくるので、その辺が難しいところだったのかなと思います。</p>	
<p>・配置予定の技術者の前所属会社に、当時、主任技術者となりうる技術者が何人いたということは御社にご存じですか。主任技術者となりうるのが2名しかいなくて、もう1名の方が実績工事の主任技術者をしていないと言うと、配置予定の技術者の方がしていたと合理的推定ができるのかなと思ったのですが。</p>	<p>・わかりません。割と小さな会社です。</p>
<p>・竣工登録工事カルテの主任技術者の従事期間のミスに気づかれたのはいつの時点ですか。工事の参加申請をした時点で、その後、県から指摘があった時点では、おそらく気づいたのですが、それ以前は御社としては、いつこういうことに気づいたのでしょうか。</p>	<p>・本件の落札候補者となった折に、配置予定の技術者の過去の実績を用意して、取り急ぎファックスで三重県にお示ししました。そのファックスで送付する際に、竣工登録工事カルテの主任技術者の従事期間が修正されていないというのを私が現認しました。しかし、改ざんするわけにはいかないので、竣工登録工事カルテの表書きが優先として残っていますし、受注登録、変更登録、竣工登録において配置予定の技術者以外の名前があがっていないということから、自信をもってそのまま提出しました。</p>
<p>・開札後に御社に連絡があってからは、どのようなことを申し立てられたのでしょうか。こういう書類を揃えたのでいかがですかなど、いくつか申請されたと思うのですが、この苦情申立までどういうことをされたのかその辺をお聞きしたい。</p>	<p>・県から連絡を受けてからの対応は、再苦情の資料を見ていただいたら分かるとおりで、アピールしても全然ダメという状況で、再苦情しました。竣工登録工事カルテの主任技術者の従事期間だけにこだわられて、他は見えない。全体観察とかそういうことをされずに、ここだけで判断するので話にならない。それで、これを覆すべく努力しました。実績工事の奈良県、配置予定の主任技術者の前所属会社へもいろいろ問い合わせしました。しかしながらその他の客観的証拠は得られなかった。</p>
<p>・実績工事の奈良県は証拠書類を出せないのですか。</p>	<p>・コリンズに他の従事者があれば他の者の名前も出てくるんです。当初から変更、竣工まで配置予定の技術者が1人で実績工事に従事したというのが受注、変更、竣工の3つのコリンズで歴然です。竣工登録工事カルテの主任技術者の従事期間が未修正のままであるのは、当社の企業努力ではどうすることも覆すことはできない。修正ミスがあったという中で、配置予定の技術者が実績工事の全部の工事を従事したのは明らかで、合理的推定の中で判断いただけないかというお願いを申し上げています。実績工事の奈良県が証明できないというわけではなく、奈良県は書類の保存が5年で資料がない。あれば証明してもらえる。また、奈良県の担当技術職の職員も異動があるので、そういった追跡資料も廃棄されています。</p>

質問(委員)	回答(申立者)
<p>・説明でせっかくくじに当たったんだからと言っていましたが、くじについて、どう思っているかお尋ねしたい。くじになる案件が結構あり、いろいろ企業努力をしているにも関わらず、くじの運不運で工事をしなければならないというのは不合理ではないのかなと思ったりしている。今回の苦情の奥にそういうことはないのかなと思ったりするが、その辺についてはいかがでしょうか。</p>	<p>・土木は、予定価格を県が事前に公表していて、業者が販売しているパソコンソフトで予定価格を入れて算出すると最低制限価格と同札になるわけです。建築の場合はほとんど同札となることはない。ソフトが整ってない部分とか積算方法も違うので誤差があるのに、土木は不自然だなど。とはいえ、昨今の予定価格の事後公表をすれば、変な機関から漏れたり、またあらゆる人脈を使って業者が予定価格の探りを入れるというようなことで、私としても合点がいかないところです。どうかしていただけないかなというところは事実です。努力しているものがない、くじに頼らなければならないというのはいかがなものかなとかねてから思っています。最低制限価格が非常に読みやすいとくじに頼らざるを得ない。現制度では総合評価型がありますが、今度は強いものがどんどん取り続けていく。公平性を保つ中での入札制度を今後鋭意検討のうえ行政側に改善を期待しています。</p>

発注機関の陳述についての質疑	
質問(委員)	回答(発注機関)
<p>・本件は2回ミスがあって、1回は金額があつていなかったということ、もう1回は工期と従事期間があつていなかったということで資料の追加の対応されていますが、様々な案件にこういうミスがあって、いつもこのように対応されているのですか。</p> <p>・入札時に提出される資料は、ちょっとしたミスが多く完璧な資料はむしろ少ないのか、逆にミスがあるということはあるのかどちらでしょうか。</p> <p>・例えば、実績工事の奈良県の担当者が、今回の配置予定技術者の方が担当されていたというのを口頭で言えば、それはどのような扱いになるのでしょうか。</p> <p>・無資格の通知を開札の翌日にされているのですが、基本的には追加資料の提出はいづらまで待ってあげるのでしょか。公告では、開札日に事後審査結果通知をする予定であると読めるのですが、翌日まで待ってあげたという理由がなにかあるのでしょうか。</p> <p>・苦情申立者が言う推定できるということがポイントになってくるかと思うのですが、従事期間が3月24日までで工期の途中までになっているので、客観的に考えられる可能性としては、工事の最終までやってたか、それとも3月24日で終わって主任技術者が誰もいないままそれが見過ごされて終わったか、もしくは3月24日から完成の6月30日まで別の人がいたか、この3つしかないような気がするんですが、県として完成までは従事していないという可能性があるというお考えということですか。</p> <p>・このコリンズからは3月25日以降は主任技術者が誰もいなかったのか、もしくは誰かがやっていたのか、そういうことでよろしいわけですか。</p>	<p>・主任技術者を変えるような資料は受け付けませんが、主任技術者を変えないような場合は追加資料を求めるといことで、公告にも記載されていますので、そこはきちり対応して確認しています。</p> <p>・求めているものに対して不十分だということについては往々にあるということはないのですが、全然ないかというとはなく、あります。</p> <p>・実績工事の奈良県の当時の担当者が、口頭で言ったとしても、私どもは、やはり契約されている県がそういうことを証明していただくということが大事だと思っていますので、組織として証明いただきたい。</p> <p>・基本的には当日に決定をしています。しかし、こういうケースで短期間で追加資料が出ない場合は、一定期間待つということですが、ただ、いつまで待つかというのは、ケースバイケースだと思います。今回の場合は翌日までいろいろ調査をしていただいたり我々も調査したということがあったので、当日での資料の追加は無理だということと翌日に判断したということですが。</p> <p>・そうですね。それが書面で把握できないということであれば、従事していないかどうかはわかりませんが、従事していたということが確認できない。</p> <p>・主任技術者が誰もついていなかったということはないと思います。ただ、配置予定の技術者がその実績工事に確実についていたことを確認できなかった。</p>

質問(委員)	回答(発注機関)
<p>・そうすると、3月25日から6月30日までは別の方が従事していた可能性があるのではないかと。可能性の大小はともかくとして。</p> <p>・3月25日から6月30日まで誰が主任技術者として従事していたかに関しては県は何も考えていないような回答ですが、それは関係ない、ただ単に書類がそろっていないから却下と言っているように聞こえるんですね。3月25日から6月30日まで誰か別にいた可能性があるからダメなんだと言われたらまだわかるのですが、聞いているとどうもそんな感じには聞こえない。ただ単にそれはあまり考えずに6月30日まで書類上確認できないからダメなんだとそういうスタンスなんですか。</p> <p>・コリンズ以外で証明する場合はあるんでしょうか。</p> <p>・今回の場合、コリンズがなかったとしても、実績工事の奈良県が確かに配置予定の技術者が完成まで従事していましたと奈良県のハンコが押してあれば全く問題はなかったということですか。</p> <p>・こういったコリンズ上でおかしいということで無資格にした例は伊賀建設事務所であるのでしょうか。今回が初めてでしょうか。</p>	<p>・そうですね。ただ、我々は記載された内容に基づいて、完成日を含む2分の1を従事していたことを明らかにしてくださいとお願いしています。そのことが確認できませんでしたので、それは資格がないと判断せざるを得ません。</p> <p>・いろいろな資料を求めていたわけですが、証明できるような資料がないということで資格がないと判断しました。最初から書類上確認できないという1点だけでダメだといったわけではありません。追加資料も求めたわけですし、我々も実績工事の奈良県に対しても働きかけたわけですが、最終的には証明できるような資料はなかったの判断せざるを得ないということです。</p> <p>・発注機関が証明していただければ、それで我々は確認しております。</p> <p>はい。</p> <p>・知っている範囲ではありません。補足しますが、コリンズの昔はそういうことがシステムとして通ってしまう、今はそういうことがないようなシステムになっているということは聞いております。</p>

相手方への確認	
質問	回答
<p>・先ほどの説明で、コリンズも昔はシステムとして通っていたということがよくわからないのですが、どう認識だったか教えていただけますでしょうか。(申立者)</p> <p>・そうすると、前のコリンズについては、十分チェック機能が働かれてないというものだということはお認識されているということなんでしょうか。(申立者)</p> <p>・パソコンのソフト上、自動的に間違っていたら例えばエラーがでるとかそういうことになっているのか、人的にチェックされているのか。(申立者)</p> <p>・配置予定の技術者が従事していたか、他の方が従事していたかわからないという主旨でしたが、この工事カルテをどのように解釈されたのかよくわからない。確かに竣工登録工事カルテの従事期間は3月24日までになっているのですが、竣工カルテの表紙で6月30日の工期があつて、現場代理人と主任技術者は配置予定の技術者が登録されているわけですね。工事そのもののカルテの方では配置予定の技術者がついていたといえるのでは。配置予定の技術者個人のカルテは従事期間が3月24日まで、しかし、工事そのものには配置予定の技術者がついていたという証明だとよめると思うのですが、これをどう理解していただいたのでしょうか。(申立者)</p>	<p>・今はコリンズで間違いとかそういうものが出ないような、システムとしてチェックがかかる仕組みになっているようなことを聞いております。(発注機関)</p> <p>・そういうことがあつたと。ただし、今の段階で求めているのは、それを書類で確認させてくださいということですので、現段階で確認できないということについては、これは変わらないということです。(発注機関)</p> <p>・今のコリンズの申請では、従事期間と工期が異なる形で打ち込んでいったら、エラーが出るということを電話で確認しております。(発注機関)</p> <p>・コリンズの受注時と、変更時、竣工時の3回登録されているわけですが、カルテの受領書の表紙と、その内容が複数枚あるわけですね。竣工時の時点で配置予定の技術者が表紙で書いてありますが、その従事期間は別途この下にありまして、ここは3月24日のままです。我々が求めています完成日を含む2分の1以上連続した期間を配置予定の技術者がついていたということが書面で確認できないということです。(発注機関)</p>